

平成 18 年度合法性・持続可能性証明システム普及事業実施要領(案)

1. 事業の目的

合法木材の供給及び調達（利用）の促進を図るため、木材・木材製品（以下「木材製品等」という。）の供給に係る業界団体、事業者（森林所有者を含む）、及び地方公共団体等を対象として証明方法等の周知と取組の促進のための PR 等を実施するとともに、調達側の行政機関、企業、消費者及びその団体等に対して合法木材の利用の重要性とその意義等について PR するなど、普及・啓発活動を実施することとする。

2. 事業の実施方向

（1）普及・啓発の対象

違法伐採対策の効果的な実施という観点から、木材製品等の供給に係る業界団体及び事業者（森林所有者を含む）、木材製品等の利用に係る行政機関、業界団体及び事業者、並びに消費者団体及び消費者等、幅広い関係者を対象として普及・啓発活動を行う。

（2）普及・啓発の方法

本取組の浸透を図るため、業界団体等への説明会の開催、パンフレットの作成と配布、違法伐採に関するホームページの立ち上げとこれを通じた情報の提供、商品フェアへの出展、新聞等への広告、国際セミナーの開催などにより、内外の関係者への普及・啓発を行う。

なお、一般向けの普及・啓発活動は、本 WG での検討を経た上で違法伐採総合対策推進協議会（以下「協議会」という。）の監修の下に行うこととする。

3. 具体的な事業内容

（1）説明会の開催

合法性証明システムに対する理解を広げ、合法木材の円滑な供給の確保と調達の促進のため、中央段階での説明会、業種別の説明会、都道府県および各地域段階における各種説明会を開催する。

対象は、業界団体、事業者、行政機関、調達側企業、消費者等。

（2）パンフレットの作成

配布対象者によって、伝えるべき情報が異なることから、以下のパン

フレットの作成を検討する。

- ① 行政、業界団体向け、
- ② 事業者向け、
- ③ 企業の調達担当者、一般消費者向け、
- ④ 海外向け

なお、③の一般の方々を幅広く対象としたパンフレット作成にあたっては、違法伐採対策の産地国、消費国双方の立場からの意義を強調しつつ、協議会監修の下に作成する。

また、海外については、業界側の需要を勘案し、英語、ロシア語、インドネシア語等を検討する。

(3) ホームページの立ち上げと情報の提供

木材・木材製品の供給側の関係者はもとより、これを利用する一般消費者、調達側の企業、一般消費者等の中で違法伐採対策に関する情報を共有するため、同対策に関する以下の内容のホームページを協議会の監修の下で立ち上げる。

- ① グリーン購入法における取組の概要
- ② 違法伐採総合対策推進事業に関する情報
- ③ グリーン購入法の仕組み、証明方法に関するガイドラインの内容に関する情報
- ④ 業界団体による認定の取組状況に関する情報
- ⑤ 国、地方公共団体に関する情報
- ⑥ 調達側の企業、消費者団体等に関する情報
- ⑦ 各国の法制度、証明システム等に関する情報
- ⑧ その他関連情報
- ⑨ リンク集

(4) 商品フェアでの展示

エコプロダクツ展などの商品フェアの場で、合法性等証明システムの内容と合法木材製品等の利用促進に向けた展示を行う。

(5) シンボルマークの作成

普及・啓発のシンボルマークとして合法木材マークを作成する。
合法木材マークおよび管理に関する事項は今後検討する。

(6) 国際セミナーの開催

インドネシア、ロシア、中国など関係国の輸出関係者および、日本の輸

入関係者をパネリストとして、我が国の違法伐採問題への取り組みへの理解を深めるとともに、海外での取り組み状況等に関する情報交換を実施するため、国際セミナーを開催する。

(7) その他

新聞等の広告の検討を行う。

4. スケジュール

